旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 28 年 11 月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①ジオシス合同会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6480号　④ジオシス合同会社　東京都港区港南一丁目６番41号品川クリスタルスクエア９階　職務執行者　金孝種　⑤本社営業所　東京都港区港南一丁目６番41号品川クリスタルスクエア９階　⑥平成23年10月13日　⑧平成28年10月13日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区港南一丁目６番41号品川クリスタルスクエア９階　ジオシス合同会社　職務執行者　金孝種

Ｂ　①株式会社さくら井　②第３種旅行業　③石川県知事登録旅行業第３－186号　④株式会社さくら井　石川県加賀市山中温泉南町ロの11番地　代表取締役　櫻井裕久　⑤本店　石川県加賀市山中温泉南町ロの11番地　⑥平成10年３月６日　⑧平成28年10月31日　⑩300万円　⑪石川県知事　⑫石川県加賀市山中温泉南町ロの11番地　株式会社さくら井　代表取締役　櫻井裕久

Ｂ　①つかさ観光　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３－404号　④つかさ観光　長野県下伊那郡高森町上市田559－２　代表　中塚恒司　⑤つかさ観光　長野県下伊那郡高森町上市田559－２　⑥平成10年12月２日　⑧平成28年11月１日　⑩300万円　⑪長野県知事　⑫長野県下伊那郡高森町上市田559－２　代表　中塚恒司

Ｂ　①有限会社メイツーリスト　②第３種旅行業　③長崎県知事登録旅行業第３－114号　④有限会社メイツーリスト　長崎市赤迫一丁目１番12－306号　取締役　細川正義　⑤本社　長崎市赤迫一丁目１番12－306号　⑥平成７年７月25日　⑧平成28年11月11日　⑩300万円　⑪長崎県知事　⑫長崎市赤迫一丁目１番12－306号　清算人　細川正義

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年 11 月 21 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社アロハトラベル　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３－188号　④株式会社アロハトラベル　静岡市清水区飯田町２番45号　代表取締役　西村勝徳　⑤本社営業所　静岡市清水区飯田町２番45号　⑥昭和50年11月７日　⑦平成28年10月25日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社ガイア国際センター　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1225号　④株式会社ガイア国際センター　豊橋市潮崎町85番地　代表取締役　楠田祐里　⑤本店営業所　豊橋市潮崎町85－１Ｃ　⑥平成19年５月24日　⑦平成28年10月14日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社プロメテウス（楽々ツーリスト）　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３－718号　④株式会社プロメテウス　西宮市能登町４番11－303号　代表取締役　榎本真木夫　⑤本社営業所　西宮市能登町４番11－303号　⑥平成27年７月24日　⑦平成28年10月24日　⑧60万円　⑨300万円

以上３件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①株式会社アミューザ　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第397号　④株式会社アミューザ　京都市中京区南聖町18番地20　代表取締役　北村儀成　⑤本社営業所　大阪市北区梅田一丁目２番２－100号　⑥昭和52年２月17日　⑦平成28年10月21日　⑧1400万円　⑨7000万円

Ａ　①株式会社イン・ソリューションズ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5746号　④株式会社イン・ソリューションズ　東京都文京区本郷一丁目14番６号　代表取締役　木村晃　⑤本社営業所　東京都文京区本郷一丁目14番６号　⑥平成18年５月18日　⑦平成28年５月19日　⑧60万円　⑨300万円